# 年金記録に係る苦情のあっせん等について

# 年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 56 件

国民年金関係 31 件

厚生年金関係 25 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 31 件

国民年金関係 14 件

厚生年金関係 17件

# 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 2 月から 59 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年2月から59年9月まで

私は、昭和53年2月に会社を退職し、同月に国民年金の任意加入手続を 行い、61年4月に第3号被保険者に種別変更するまで、国民年金保険料を 納付していた。申立期間当時、国民年金を辞めたことも再加入した記憶も ないので、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

# 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年2月に会社を退職した直後に国民年金に任意加入してから第3号被保険者になるまでの間、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと考えられる。また、申立期間の前後を通じて申立人の住所やその夫の職業に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立人が申立期間に任意加入の資格を喪失させる理由もなく、申立期間が国民年金に未加入で、保険料を納付していなかったと考えるのは不自然である。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 7 月の国民年金保険料については、納付していたものと 認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和40年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年7月

私は、昭和63年7月に会社に入社したが、その際に会社から厚生年金保険の加入手続に少し時間がかかるので、その間国民年金に加入するように言われ、すぐに市役所に行き、国民年金の加入手続を行った。

それから1か月ぐらいして、会社から厚生年金保険の加入手続が完了したとの連絡を受けたので、市役所で国民年金の資格喪失手続を行った。

国民年金保険料については、加入手続後に納付したはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

# 第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ1か月と短期間である。

また、申立人は、昭和63年7月に、会社から勧められ国民年金に加入した際の状況を鮮明に記憶している上、当時、申立人が勤務していた会社からも、国民年金の加入を勧めていたとの回答が得られたことから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人は、申立期間後に未納期間はない上、種別変更手続も適切に行っていることから、国民年金に対する意識は高かったものと認められる。 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 4 月から 49 年 3 月までの国民年金 保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂 正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和20年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から49年3月まで

② 昭和63年2月から平成7年6月まで

私は、昭和47年4月に出産に伴って会社を退職したが、両親から国民年金への加入を強く勧められたのですぐに区役所に行き、自ら任意加入の手続をした。申立期間①はちょうどその時期にあたり、加入手続のみを行って、国民年金保険料を納付しなかったということは考えられない。

申立期間②については、集金人の女性が当時の勤務先に集金に来ており、 その女性に保険料を渡していた。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、会社を退職後、国民年金に加入し保険料を滞りなく納付するよう両親から強く勧められたことを契機に、国民年金に加入し、保険料を納付してきたと主張しているところ、申立てどおり申立人は会社を退職した直後の昭和 47 年4月に国民年金に任意加入していることが確認でき、申立期間①の保険料を納付することは可能であったとことから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、昭和60年7月に任意加入から強制加入に切り替わるまで、申立期間①以外の国民年金加入期間の保険料はすべて納付している上、厚生年金保険から国民年金への切替手続を複数回適切に行っていることが確認でき、こうした申立人が、自ら任意加入の手続をしておきながら、その直後から申立期間①の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

2 一方、申立期間②について、申立人は、集金による納付を主張している ところ、申立人が居住していた市では、昭和 61 年 10 月に集金人制度を廃 止しており、申立期間②当時、集金人による国民年金保険料の納付は行わ れていなかったことが確認できることから、申立内容は不自然である。

また、申立人が申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間②の国民年金保険料を 納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和47年4月から49年3月までの国民年金保険料を納付していたものと 認められる。

# 第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年1月から 40 年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和5年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月から40年3月まで

私は、義兄に勧められて昭和36年4月に国民年金に加入した。国民年金保険料については、金融機関で定期的に納付書を使用して納付していたが、社会保険事務所の職員から、「未納期間があります。」と言われたため、保険料をさかのぼって納付したことを憶えている。

申立期間が申請免除期間とされていることに納得がいかない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ15か月と比較的短期間である。

また、申立人が保管する領収証書から、申立期間直後の昭和 40 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料は、49 年 2 月に特例納付により納付されたことが確認できることから、申立人がその保険料月額よりも安価である申立期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人は 60 か月分の保険料を特例納付したことが確認できる領収書を保管しているが、同領収書において本来記載のあるべき保険料の納付期間が確認できないことから、当時の行政の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

加えて、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について保険料をすべて納付している上、厚生年金保険から国民年金への切替手続も適切に行われていることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

# 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年4月から 53 年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和29年生

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から53年3月まで

私が大学を卒業した時に、母親が市支所で私の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、母親が加入手続後に未納期間がないようにすべて納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

# 第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ12か月と短期間である。

また、申立人は、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、未納期間がないように国民年金保険料をすべて納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 53 年4月に払い出されていることが確認でき、その時点で、申立期間の保険料を過年度納付により納付することは可能であった上、その母親は、「娘(申立人)の国民年金の加入手続を近所の市支所で行い、その際に、未納期間がないようにすべて納付できるように手続をし、後日送付されてきた納付書を持って市支所か郵便局で納付した。」旨証言していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。さらに、申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付している上、結婚後も国民年金に任意加入しているなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

# 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年4月から 54 年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から54年3月まで

私は、20 歳になったころ、母親に勧められて、自分で市役所に行き国民 年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料は、私か元夫が、夫婦二人分を一緒に納付したはずである。

私は、国民年金に加入以来、保険料は欠かさず納付してきたはずなので、 申立期間の保険料が未納とされているのは納得がいかない。

# 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

また、申立期間の国民年金保険料を一緒に納付したとする申立人の元夫は、 申立期間について申立てを行っていたところ、平成 20 年 2 月に納付記録の 訂正が必要であるとされ、既に記録の訂正も行われている。

さらに、申立人の特殊台帳及び申立人が申立期間当時居住していた市が保管する被保険者名簿では、昭和 49 年 10 月から 12 月までの国民年金保険料が未納とされているが、社会保険庁のオンライン記録では、納付済みとされており、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがえる。

# 第1 委員会の結論

申立人の平成元年 11 月から 2 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和33年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年11月から2年4月まで

私は、20歳になった時、勤務先の店主から勧められて、国民年金に加入し、その後、ずっと国民年金保険料を納付してきた。私は、申立期間当時、自分で店を経営しており、店舗及びその2階にあった自宅に来ていた集金人に保険料を納付していた。私は、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳から国民年金保険料を納付し始め、申立期間を除き既に30年以上に渡り、国民年金保険料を完納しているなど、保険料の納付意識は極めて高かったものと認められる。

また、申立期間は1回、かつ6か月と短期間である上、申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みとされており、極めて納付意識が高いと認められる申立人が、わずか6か月の申立期間の保険料のみ納付しなかったとは考え難い。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 40 年4月から同年 11 月までの期間、41 年5月から 43 年3月までの期間、43 年7月から 44 年3月までの期間及び 50 年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年12月から43年3月まで

② 昭和43年7月から44年3月まで

③ 昭和50年9月

私は、20歳になってからしばらくして、市役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金加入後に納付書を発行してもらい、納付可能な期間の保険料をさかのぼって金融機関で納付した。その後は、自宅に来た集金人に保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納又は申請免除とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料 をすべて納付している上、30 年近くに渡り付加保険料を納付しているなど、 保険料の納付意識は高かったものと認められる。
- 2 申立期間①のうち、昭和 40 年4月から 44 年3月までの期間について、申立人は、20 歳になってからしばらくして国民年金の加入手続を行い、その後、納付可能な期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳は 42 年7月に発行されていることが確認できるとともに、当該期間は、当時国民年金の強制加入期間とされていたことから、その時点では当該期間の保険料を納付することは可能であった。

また、申立人の国民年金手帳の発行日から、申立人は昭和42年7月ごろに国民年金の加入手続を行ったと推認できるが、加入手続を行ったにもか

かわらず、加入当初の国民年金保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人は、加入手続後の国民年金保険料について、集金人に納付していたと主張しているところ、申立人が居住していた市では、当時、集金人制度が存在していたことが確認できるとともに、申立人が納付していたとする保険料額は、当時の実際の金額とおおむね一致することから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

3 申立期間②について、申立期間②は9か月と短期間であるとともに、申立期間②の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて、申立人の住所や仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間②のみが申請免除とされているのは不自然である。

また、申立人の国民年金保険料の納付記録について、当初は申立期間② と近接する昭和 43 年4月から同年6月までの期間は申請免除とされてい たが、平成 21 年2月に納付済みに記録訂正されたことが確認できること から、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

- 4 申立期間③について、申立期間③は1か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間③直後の国民年金保険料を現年度納付していることが確認でき、その時点で納付可能であった申立期間③の保険料のみ納付しなかったとするのは不自然である。
- 5 一方、申立期間①のうち、昭和39年12月から40年3月までの期間について、申立人が国民年金の加入手続を行った時点では、当該期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

6 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和40年4月から43年3月までの期間、43年7月から44年3月までの 期間及び50年9月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 40 年 12 月から 41 年 4 月までの期間については厚生年金保険被保険者期間であり、国民年金保険料が還付された記録がないものの、国民年金被保険者となり得る期間ではないことが明らかであることから、この期間の記録訂正を行うことはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から9年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から9年1月まで

私は、平成7年11月に会社を早期退職した際に、会社の担当者から国民年金に加入するよう指導があったので、区役所窓口で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。国民年金保険料については、毎月納付書により納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を早期退職後、直ちに国民年金に加入し、平成7年12月から60歳到達直前まで毎月納付書により保険料を納付したと主張しているところ、申立期間当時、保険料は毎月納付できたこと、及び申立人は、納付し終えた時の強い達成感を忘れることはないとしていることなど、申立期間の保険料を納付した際の状況を具体的かつ鮮明に記憶しており、申立内容に特段不合理な点は見当たらない。

また、申立期間は1回、かつ10か月と短期間である上、申立人は申立期間直前の平成8年3月時点で既に老齢基礎年金の満額受給が得られる納付月数を満たしていたものの、当時、申立人が居住していた市では、このような加入可能年数を超過した者に対しても誕生月の前月分までの保険料の納付書を発行していたことがうかがわれることから、申立人が送付された納付書により申立期間の保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年4月から同年 12 月までの国民年金 保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂 正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月から50年12月まで

私は、昭和46年8月ごろに帰省した際、市役所の支所で国民年金の加入 手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、送付されてきた納 付書を使用して納付できる時に金融機関で納付したはずであり、申立期間 の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和 50 年4月から同年 12 月までの期間については、 申立人の国民年金手帳記号番号が、52 年4月または同年5月に払い出され ていることが確認できることから、この時点で当該期間の国民年金保険料 を過年度納付することは可能であった。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、金融機関で納付書を使用して過去の保険料をさかのぼって納付したと主張しているところ、申立期間当時、金融機関において納付書による過年度分の保険料を納付することは可能であったことから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立期間のうち、昭和 50 年4月から同年 12 月までの国民年金の保険料月額は、申立人が過年度納付を行っている 51 年4月以降の保険料額よりも安価であることから、申立人が当該期間の保険料を納付しなかったとすることは不自然である。

2 一方、申立期間のうち、昭和46年8月から50年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、時効によ

り国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が、申立期間のうち、昭和 46 年 8 月から 50 年 3 月までの 国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書 等) が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる 周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和50年4月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと 認められる。

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年1月から同年7月までの国民年金保 険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正 することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和43年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年9月から7年7月まで

時期は憶えていないが、私の母親が市役所で私の国民年金の加入手続を行った際に、窓口の職員から未納期間があると言われたことから、後日社会保険事務所で2回にわたりさかのぼって国民年金保険料を納付した。1回目は私の母親が送られてきた書類を持って保険料を納付した。2回目は私が保険料を納付しており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

# 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち平成7年1月から同年7月までの期間については、申立 人が居住する市の保管する国民年金被保険者名簿から9年2月4日に申立 人の国民年金の加入手続が行われたことが確認できることから、その時点 で、当該期間の国民年金保険料を納付することは可能であった。

また、申立人の母親は、市役所で国民年金の加入手続を行った際に、窓口の職員から未納期間があると言われたことから、送られてきた書類を持って社会保険事務所へ行き、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、社会保険事務所では過年度の保険料をさかのぼって納付することは可能であったことから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

2 一方、申立期間のうち、平成6年9月から同年12月までの期間については、9年2月4日に申立人の国民年金の加入手続が行われたことが確認できることから、その時点で、当該期間については時効により国民年金保険

料を納付できないとともに、申立人は、申立期間当初から同一市内に居住 し続けており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうか がわせる形跡も見当たらない。

また、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 平成7年1月から同年7月までの国民年金保険料を納付していたものと認 められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 9 月から 50 年 9 月までの期間及び 51 年 4 月から 52 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年9月から50年9月まで

② 昭和51年4月から52年3月まで

私は、銀行の出張所で、2回又は3回に分けてさかのぼって夫婦二人分の国民年金保険料を納付した。さかのぼって納付した月数や保険料額は、私のほうが、私の夫よりも多かった記憶がある。夫は、結婚した昭和44年4月までさかのぼって納付済みとされているにもかかわらず、私の申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、特例納付により国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の特殊台帳によると、申立期間①及び②に挟まれた昭和50年10月から51年3月までの期間について、現に第3回特例納付により納付済みとされていることが確認できることから、特例納付した時点で、途中の同期間の保険料のみを納付したのは不自然である。

また、申立人は、特例納付により夫婦二人分の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の夫は、昭和44年4月から52年9月までの期間について、第3回特例納付により保険料が納付済みとされている。

さらに、申立人は、特例納付により国民年金保険料を納付した際の状況について、具体的かつ鮮明に記憶している上、申立人が述べる保険料額は、実際に納付した場合の保険料額とおおむね一致しているとともに、申立期間①及び②以降に保険料の未納期間がないなど、申立内容に不自然さはみられない。

# 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年4月から 38 年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から38年3月まで

私は、昭和 36 年 4 月から 57 年 5 月に厚生年金保険に加入するまでの期間、国民年金保険料はすべて納付した。

申立期間の国民年金保険料は、自宅に来た集金人に納付していたと思う。 申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

# 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足当初の昭和36年4月から国民年金保険料の納付を始め、その後、申立期間を除き、厚生年金保険に加入するまでの約20年間の保険料をすべて納付している上、保険料を前納している時期もあるなど、保険料の納付意欲は高かったと認められる。

また、申立期間は1回、かつ、12 か月と短期間である上、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされていることから、保険料の納付意欲が高かったと認められる申立人が、途中の申立期間の保険料のみを納付しなかったと考えるのは不自然である。

# 第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年8月から 50 年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月から50年9月まで

私は、昭和50年8月ごろ、市役所の支所で国民年金の加入手続を行い、 その場で、48年8月から約2年分の国民年金保険料を現金で納付した。そ の際に領収証をもらわなかったことから不安に感じて、2年間のブランク は支所で手続をしてもらいました、とのメモ書きを後日送付されてきた国 民年金手帳に留めておいた。申立期間については、間違いなく納付してい るので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

# 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人は、昭和50年10月13日に任意加入被保険者として国民年金の資格取得を行っているが、60年11月に任意加入から強制加入に記録が訂正されている上、申立期間のうち、48年8月から50年3月までは、本来強制加入期間であるが、未加入期間として記録されていることから、申立期間当時、行政の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行った際に、申立期間の国民年金保険料を納付したが、領収証を受け取らなかったことから、その旨をメモ用紙に書いて国民年金手帳に留めておいたと主張しているところ、申立人が納付したとする保険料月額は申立期間当時の保険料月額とおおむね一致しているとともに、当該メモ用紙には経年劣化が見られるなど申立人の主張には信憑性が認められる。

さらに、申立人の夫は、申立人が国民年金の加入手続を行った後に、国民 年金保険料を払ってきたと言っていたのを記憶していると証言している。 加えて、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間について未納はなく、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年4月から 53 年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和30年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から53年3月まで

私は、昭和 54 年 5 月に転居したが、転居前の市役所で 20 歳までさかの ぼって国民年金保険料を納付できると教わり、転居先の市支所で国民年金 の加入手続を行った。その際に、納付書を発行してもらい、20 歳からの保 険料をまとめて金融機関で納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が 未納とされていることに納得がいかない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年5月に国民年金の加入手続を行った際に、申立期間の 国民年金保険料の納付書を発行してもらい、まとめて金融機関で納付したと 主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された同年7 月当時は、第3回特例納付が実施されていた時期であるとともに、申立人の 記録では、申立期間は強制加入期間となっていることから、申立期間の保険 料を特例納付により納付することは可能であった。

また、申立人が納付したとしている国民年金保険料額は、申立期間について実際に特例納付した場合の金額とおおむね一致している上、申立人が申立期間の保険料を納付したとしている金融機関は当時実在し、保険料を収納していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付している上、 結婚後も任意加入しているとともに、口座振替を利用していることから、保 険料の納付意識が高かったものと認められる。

# 第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 2 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月から53年3月まで

20歳のころ、区役所から国民年金に関する手紙が送られ、勤務していた店の同僚からも、「将来のために必要だから国民年金に加入したほうがいい。」と勧められたため、私は、すぐに区役所の出張所で国民年金の加入手続を行った。私は、前夫と同居した昭和47年2月までは自身の国民年金保険料のみを納付していたが、その後は、前夫と私の二人分の保険料を納付していた。20歳のころから、区役所の出張所及び金融機関で保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳のころ、区役所の出張所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人は、区役所から国民年金に関する手紙が郵送されてきたことや、その当時、勤務先の店の同僚から、「将来のために必要だから国民年金に加入したほうがいい。」と勧められたことを憶えているなど、国民年金の加入動機は明確である上、加入手続を行った際の状況について、鮮明に記憶しており、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、国民年金に加入後、区役所の出張所及び金融機関で国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、同出張所では、申立期間当時、保険料の収納業務を行っていたことが確認できる上、申立人が述べる保険料額も、申立期間当時の保険料額とおおむね一致している。

また、申立人は、申立人の前夫と同居した昭和47年2月からは、申立人の前夫の国民年金保険料と一緒に保険料を納付していたと主張しているところ、

申立人の前夫は、申立期間のうち、同年2月以降の保険料が納付済みとされている。

# 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和29年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年2月及び同年3月

私は、勤務先の会社を退職後、市役所の出張所で国民年金の加入手続を 行い、その後、金融機関で納付書により夫婦二人分の国民年金保険料を納 付していた。申立期間について、一緒に納付していた夫の保険料が納付済 みで、私の保険料のみが未納とされていることに納得できない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務先の会社を退職後、市役所の出張所で国民年金の加入手続を行い、その後、金融機関で国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料を完納している上、保険料を前納していることなどを踏まえると、保険料の納付意識が高かった申立人が、国民年金の加入手続を行っておきながら、当初の保険料を納付しなかったとは考え難い。

また、申立人は、申立期間当時、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人及び申立人の夫の納付記録で確認できる範囲では、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと考えられ、申立人の夫は、申立期間の保険料が納付済みとされている。

さらに、申立期間は1回、かつ2か月と短期間である。

# 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 7 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月から37年3月まで

私は、昭和 37 年 11 月に区役所の出張所で国民年金保険料を納付しようとしたところ、以前発行してもらった国民年金手帳を忘れたため、再度、国民年金の加入手続を行い、さかのぼって 36 年 4 月から同年 6 月までの保険料を納付した。その際に新しく作ってもらった国民年金手帳に印紙を貼り、検認印を押してもらった。

その後、同出張所で3回程度に分けて申立期間の保険料を納付していた。 また、昭和37年4月以降は、保険料を納付することができなかったが、昭和36年度分の保険料はすべて納付しており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 37 年 11 月に区役所の出張所で申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人は、申立期間当時の保険料の納付状況について、具体的かつ鮮明に記憶している上、保険料を納付した時点で、申立期間は過年度納付によるほかないが、その当時、申立人が居住していた区役所の出張所では、過年度保険料を収納していたことが確認できるなど、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、昭和 37 年 11 月に国民年金保険料を納付しようとした際に、国民年金手帳を忘れたため、国民年金の再加入手続を行ったと述べているところ、記録上、申立人は 36 年 8 月に国民年金の加入手続を行った後、37 年 11 月にも再び加入手続を行っていることが確認でき、申立人の主張に不自然さはみられない。

さらに、申立期間は1回、かつ9か月と短期間である。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 10 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から55年3月まで

私の両親は、昭和55年ごろ、今ならさかのぼって国民年金保険料を納付できることを知り、私に国民年金の加入を強く勧めた。母親が書類を準備し、父親が必要なお金を貸してくれたので、私は、区役所で国民年金の加入手続を行い、保険料をさかのぼって一括して納付した。私は、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年ごろ、区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料をさかのぼって一括して納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は55年4月ごろに払い出されている上、その当時は、第3回特例納付の実施時期中であるとともに、申立期間は、特例納付することが可能な国民年金被保険者の強制加入期間であるなど、申立内容に不自然さはみられない。

また、申立人は、申立人の父親に借りたお金で国民年金保険料を納付したと述べるなど、保険料を納付した際の状況について、具体的かつ鮮明に記憶している上、申立人が述べる保険料額は、実際に納付した場合の保険料額とおおむね一致している。

さらに、申立人の国民年金保険料の納付記録によると、被保険者期間の一部に付加保険料の納付済期間や保険料の未納期間があるにもかかわらず、本来存在するはずの特殊台帳が存在しないなど、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 40 年 1 月、41 年 7 月から 43 年 3 月までの期間及び同年 8 月から 49 年 7 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和20年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から49年7月まで

昭和55年3月ごろ、国民年金保険料の特例納付に関する新聞記事を読み、 その後、同年6月までの間に、申立期間の保険料を一括して納付した。約 10年分の保険料を納付したにもかかわらず、申立期間の国民年金保険料が 未納とされているのは納得できない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年3月から同年6月までの間に、特例納付により申立期間の国民年金保険料を一括して納付したと主張しているところ、申立人が申立期間の保険料を納付したとする時期は、第3回特例納付の実施時期中であった上、申立人が述べる保険料額は、第3回特例納付により申立期間の保険料を納付した場合の金額とおおむね一致している。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付した時、昭和 54 年生まれの次男をベビーカーに乗せて行ったと述べるなど、保険料を納付した際の状況について、具体的かつ鮮明に記憶している上、申立人の妹も、その当時、申立人から約 10 年分の保険料を一括して納付したことを聞いたことがあると証言している。

さらに、申立人は、申立人の夫が申立人の義父の遺産を受け取り、その一部を申立期間の国民年金保険料に充てたと述べているところ、申立人の義兄が、昭和53年8月から54年10月までの間に、その父親から土地の相続を受けていることが登記簿謄本により確認できることから、申立人の夫も、同じ時期に遺産の相続を受けたものと考えられ、その当時、申立人が申立期間

の保険料を一括して納付するだけの資力があったことが推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 40 年 2 月から 41 年 6 月までの期間 及び 43 年 4 月から同年 7 月までの期間は厚生年金保険被保険者期間であり、 国民年金被保険者となり得る期間ではないことが明らかであることから、こ の期間の記録訂正を行うことはできない。

# 第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 7 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要で ある。

### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月から47年3月まで

私は昭和 46 年 11 月に結婚したが、結婚後、しばらくして母親が私たち夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。当時、母親から、加入手続後に私の 20 歳からの国民年金保険料をまとめて納付したと聞いていたにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後に申立人の母親が申立人及びその妻の国民年金の加入手続を行い、その後、申立人の国民年金保険料について、20 歳からの保険料をまとめて納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和47年4月当時は、第1回特例納付が実施されていた。

また、申立人の記録では、資格取得日は昭和 47 年\*月とされているが、申立人は、本来 20 歳到達時の 44 年\*月が資格取得日となる上、申立人の母親が一緒に加入手続をしたとする申立人の妻については、資格取得日が厚生年金保険の資格喪失後の 46 年9月とされていることから、申立期間の保険料を特例納付により納付していたとしても特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人が納付したとしている保険料額は、申立期間について実際に特例納付した場合の金額とおおむね一致している上、申立人の母親が国民年金保険料を納付したとしている金融機関は当時実在し、保険料を収納していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

加えて、申立人の妻は、「当時義母から、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、夫(申立人)については、20歳からの保険料をすべて納付してきたと聞いた。」旨証言している。

その上、申立人は、申立期間の国民年金保険料をすべて納付している上、 保険料を前納している期間もみられるなど、保険料の納付意欲は高かったも のと認められる。

# 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 8 月から 63 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年8月から63年10月まで

私は、時期は憶えていないものの区役所から「国民年金に加入していないので、このままでは将来年金を受け取れなくなる。」旨の電話があったことを契機として、妻が区役所に行き、加入手続を行うとともに、保険料の納付を始め、以後、未納がないように納付した。

国民年金保険料の納付方法については、送られてきた納付書により、妻が区役所で納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、区役所から国民年金への加入を促す電話があったことを契機として、申立人の妻が加入手続を行ったとしているところ、申立人の妻が国民年金の加入手続を行ったのは昭和 54 年9月ごろであったと推認されるとともに、申立人の居住する市では、昭和 53 年度から 54 年度にかけて、無年金者対策として、国民健康保険被保険者台帳から国民年金の未加入者と思われる者を検索し加入勧奨を強化していたこと、及び保険料を納付書により区役所で収納していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の妻は、「このままでは将来年金を受け取れなくなる」という区役所からの電話に衝撃を受け、国民年金に加入し保険料の納付を開始したという明確な動機を有しているから、長期間にわたり、保険料を未納のままにしておくことは不自然である。

さらに、申立期間の直前に当たる昭和57年4月から同年7月までの国民年金保険料は、当初、夫婦共に未納とされていたにもかかわらず、後に納付済みに追加変更されていることが確認でき、当時における行政側の記録管理に何らかの不備があった可能性が考えられる。

加えて、申立期間直後の昭和 63 年 11 月以降の国民年金保険料については、 口座振替による納付であったことが確認でき、保険料を長期間未納にした直 後から口座振替により保険料が納付されているのは不自然である。

# 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 8 月から 63 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年8月から63年10月まで

私は、時期は憶えていないものの区役所から「国民年金に加入していないので、このままでは将来年金を受け取れなくなる。」との電話があったことに衝撃を受けたことから、私が区役所に行き、加入手続を行うとともに、保険料の納付を始め、以後、未納がないように納付した。

国民年金保険料の納付方法については、送られてきた納付書により、私が区役所で納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、区役所から国民年金への加入を促す電話があったことを契機として、加入手続を行い、保険料を未納がないように納付書により区役所で納付していたとしているところ、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは昭和54年9月ごろであったと推認されるとともに、申立人の居住する市では、昭和53年度から54年度にかけて、無年金者対策として、国民健康保険被保険者台帳から国民年金の未加入者と思われる者を検索し加入勧奨を強化していたこと、及び保険料を納付書により区役所で収納していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、「このままでは将来年金を受け取れなくなる。」という 区役所からの電話に衝撃を受け、国民年金に加入し保険料の納付を開始した という明確な動機を有しているから、長期間にわたり、保険料を未納のまま にしておくことは不自然である。

さらに、申立期間の直前に当たる昭和57年4月から同年7月までの国民年

金保険料は、当初、夫婦共に未納とされていたにもかかわらず、後に納付済 みに追加変更されていることが確認でき、当時における行政側の記録管理に 何らかの不備があった可能性が考えられる。

加えて、申立期間直後の昭和 63 年 11 月以降の国民年金保険料については、 口座振替による納付であったことが確認でき、保険料を長期間未納にした直 後から口座振替により保険料が納付されているのは不自然である。

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 44 年 5 月から同年 6 月までの期間及び 45 年 4 月から 46 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付して いたものと認められることから納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年5月から同年6月まで

② 昭和45年4月から46年9月まで

③ 昭和58年5月

④ 昭和63年9月から同年11月まで

私は、昭和44年5月に、独立するために会社を退職し、その直後に市役所で国民年金の加入手続を自ら行った。国民年金保険料については、私の妻が、夫婦二人分を集金人に納付していた。妻と一緒に保険料を納付していたのに、妻の保険料だけが納付済みとされ、私の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人は、その妻が集金人に夫婦二人分の 国民年金保険料を納付していたとしているところ、申立期間当時、申立人 の居住する市では、集金人制度が存在していたことが確認できることから 申立人の主張に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間①について、2か月と短期間である上、申立人は、退職直後に国民年金の加入手続を行ったとしているところ、申立人の所持する国民年金手帳の発行日は昭和44年5月20日となっており、退職日は44年5月11日であることから、申立てどおり退職直後に加入手続を行っているものと認められ、加入した直後の保険料を納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立期間②について、18 か月と比較的短期間である上、申立人は、自ら経営する工場が他県にあり、公的融資を受けるため、便宜的に3

か月間住所を異動した後、元の住所に戻ったとしているところ、申立人の所持する国民年金手帳からもこの住所変更手続が行われたことが確認でき、申立期間の前後において、申立人の住所は実質的に変わらず、仕事も変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

加えて、申立人の被保険者記録について、申立期間に近接する昭和 49 年 6 月分及び同年 7 月分の国民年金保険料は、平成 20 年 9 月 11 日に未納から納付済みに訂正されていることから、申立期間についても、行政側の記録管理に不備があった可能性がある。

その上、申立期間当時、集金人が前住所地の現年度保険料を収納することが可能であったことが確認できるとともに、申立人の保険料を一緒に納付していたとしている申立人の妻の保険料は納付済みとされていることから、申立人のみ保険料が集金人に納付されていなかったとするのは不自然である。

2 一方、申立期間③及び④について、この未納期間は社会保険庁の記録から、平成6年8月11日にそれまで統合されていなかった厚生年金保険の加入期間が統合されたために生じたものであることが認められ、申立期間当時は、未加入期間とされていたことから、申立人が保険料を納付することは不可能であったと考えられる。

また、申立人は、申立期間③及び④について、国民年金の加入手続を行ったという明確な記憶はないとしていることから、加入状況及び保険料の具体的納付状況が不明である。

さらに、申立人が、申立期間③及び④の国民年金保険料を納付していた こと示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保 険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和44年5月から同年6月までの期間及び45年4月から46年9月まで の期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 7 月の国民年金保険料については、納付していたものと 認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和35年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申立期間:昭和61年7月

私は、出産が近くなったため、昭和61年7月に会社を退職して、その月 に町役場で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料を夫 婦二人分納付していたので、私の保険料だけが未納とされていることに納 得がいかない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、現在も国民年金に加入しているが、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料は、すべて納付している上、途中からは、保険料を前納しているなど、保険料の納付意識は高いと認められることから、申立人が申立期間1か月のみの保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

また、申立人は、国民年金への加入動機が明確である上、加入当時の状況 についての記憶が鮮明である。

さらに、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の夫の申立期間の保険料は納付済みとされている。

# 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和年54月4月から55年3月まで

私は、勤務先の同僚に勧められ、国民年金の加入手続をした。加入手続後は、自宅に集金人が3か月ごとに来るようになったので、その集金人に保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ12か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、集金人に納付していたと主張しているところ、申立人が、居住していた市では、当時、集金人制度が存在していたことが確認できるとともに、申立人が納付したとする保険料額は当時の実際の金額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している上、60歳以降も国民年金に任意加入しているなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から50年3月まで

私は、35 歳ごろ、市役所に勤務する隣人から勧められて、国民年金の任 意加入の手続を行った。申立期間の国民年金保険料は、3か月分くらいを まとめて市役所内の金融機関で納付したはずである。

ずっと保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ、12 か月と短期間であり、その前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっており、その前後を通じて申立人の住所や申立人の夫の仕事に変更はなく、生活状況に特段大きな変化は認められないことから、途中の申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

また、申立人は、昭和45年6月に国民年金に任意加入してから第3号被保険者になるまでの間、申立期間を除き保険料をすべて納付している上、任意加入被保険者から第3号被保険者への切替手続も適切に行っていることから、保険料の納付意欲及び国民年金制度に対する意識は高かったものと認められる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を市役所内の金融機関で納付したと主張しているところ、申立期間当時、申立人が居住していた市では、市役所内の金融機関において、保険料を収納していたことが確認できることから、申立内容と一致する。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年7月から同年9月まで

私は結婚を機に会社を退職した際、区役所で国民年金の加入手続きを行った。申立期間の国民年金保険料については、当時居住していた地域の市役所の市民センターで3か月毎に納付したはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ3か月と短期間である。

また、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっており、 その前後を通じて申立人の住所や夫の仕事に変更はなく、生活状況に特段の 変化は認められないことから、途中の申立期間が未納とされているのは不自 然である。

さらに、申立人は、申立期間を除いた国民年金加入期間について保険料をすべて納付している上、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続きや住所変更を適切に行っていることが確認できることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年1月から同年3月までの期間及び 54 年 10 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年1月から同年3月まで

② 昭和54年10月から同年12月まで

私は、申立期間①及び②当時、自分の給料から、郵便局で納付書により 2か月分又は3か月分の国民年金保険料を一括して納付していた。私は、 国民年金に任意加入後、保険料をすべて納付していたにもかかわらず、申 立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、2か月又は3か月ごとに郵便局で納付書により国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人は、保険料を納付した際の状況について、具体的かつ鮮明に記憶している上、申立期間①及び②当時、申立人が居住していた市では、郵便局で納付書により保険料を納付することができたことが確認できるなど、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、国民年金に任意加入後、厚生年金保険に加入するまでの間、申立期間①及び②を除き国民年金保険料を完納しており、保険料の納付意識が高かったものと考えられ、申立期間①については、前後の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて申立人の住所及び仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないこと、申立期間②についても、直前まで保険料が納付済みであることから、共に3か月と短期間である申立期間①及び②の保険料を納付しなかったとは考え難い。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 10 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から45年3月まで

私の前妻は、申立期間当時、金融機関で国民年金保険料を納付しており、私は、現在、その領収済通知書を所持している。その通知書には領収印がないが、前妻は、私の国民年金手帳にその通知書を貼付し、大切に保管していた。私は、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の前妻が、申立期間当時、金融機関で国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人が所持する領収済通知書は、様式及び記載内容から申立期間当時に社会保険事務所が申立人に対して発行したものと認められる上、申立人の前妻は、年金記録問題が生ずるとは予見し得ない中、約40年間に渡りその通知書を保管していたことなどを踏まえると、申立人の前妻が、申立期間の保険料を納付したと考えるのが自然である。

また、申立人が所持する申立期間に係る領収済通知書には、申立人の国民年金手帳記号番号の記載があるものの、申立人とは別の氏名が記載されている上、申立人の特殊台帳及び国民年金被保険者名簿等においても、同様の記載ミスが散見されるなど、行政側の記録管理が適切に行われなかった可能性がある。

# 第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から48年3月まで

私は、結婚した昭和47年4月に転居したので、すぐに市役所で国民年金の住所変更手続を行った。その後、49年12月に国民年金保険料を納付していなかったことに気付いたので、同市役所に出向いた。その際に特例納付によりさかのぼって保険料を納付できることが分かり、未納であった期間の保険料をすべて納付した。私は、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 49 年 12 月に特例納付により申立期間の国民年金保険料を 一括して納付したと主張しているところ、その当時は、第2回特例納付の実 施期間中であった上、申立期間は、国民年金被保険者の強制加入期間である とともに、申立期間以降に保険料の未納期間がないなど、申立内容に不自然 さはみられない。

また、申立期間は1回、かつ12か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の保険料を完納しているなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立人の所持する年金手帳では、昭和 47 年 4 月の結婚後しばらくして氏名の変更手続がなされているにもかかわらず、社会保険庁のオンライン記録では、平成 16 年まで氏名変更が行われておらず、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

### 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、平成6年10月については53万円、6年11月から7年8月までは59万円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月1日から7年9月26日まで 社会保険庁の記録では、平成6年10月1日から7年9月26日までの 期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が9万8,000円となってい るが、実際は、毎月役員報酬に相当する保険料を控除されていた。

給与台帳等事実を証明する資料を提出するので、申立期間の標準報酬 月額を正しい記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立期間における申立人の標準報酬月額は、当初、平成6年10月については53万円、6年11月から7年8月までは59万円と記録されていたが、当該事業所である株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所でなくなった7年9月26日以降の同年9月29日に、標準報酬月額の記録が9万8,000円に訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このようなさかのぼった標準報酬月額の減額訂正を行う合理的な理由は見当たらない。

一方、申立人の当該申立期間に係る給与所得の源泉徴収票、市民税・県 民税・特別徴収税額の通知書及び源泉徴収簿兼給与台帳から、申立人は訂 正される前の標準報酬月額に相当する給与が支払われ、これに見合う保険 料が控除されていたと認められる。

また、申立人は法人登記簿謄本より、申立期間について、株式会社Aの 役員として確認できるものの、当時の同社の代表取締役及び経理担当者は、 申立人について、役務担当が現場工事の施工責任者であり、社会保険等の 事務手続には一切関与していなかったと供述していることから、申立人は当該訂正処理に関与していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成6年10月は53万円、6年11月から7年8月までは59万円に訂正することが必要であると認められる。

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日(昭和37年1月11日)及び資格取得日(同年2月12日)を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月11日から同年2月12日まで 私は、A社で昭和35年3月8日から38年8月16日まで継続勤務していました。申立期間のみ厚生年金保険の被保険者期間に間が空くのはおかしい。

申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和 35 年 3 月 8 日に厚生年金保険の資格を取得し、37 年 1 月 11 日に資格を喪失後、同年 2 月 12 日に同社において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立期間当時の複数の同僚から、「申立人は申立期間においても、ほかの期間と変わらず、A社で自動車部品の販売営業及び事務員として勤務していた。」との証言がある。

また、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人のほか、昭和 35 年3月に申立人と同期入社した9名及び申立人と同じ課で一緒に仕事をしていた3名は、入社から退職まで厚生年金保険の記録が継続している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人は、A社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業 主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和36年12月の社会保険 事務所の記録から1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でない上、事業主も既に死亡していることから照会することはできないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 37 年1月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 4 月 1 日から 38 年 12 月 23 日まで 社会保険事務所に年金記録を確認したところ、申立期間については 昭和 39 年 7 月 22 日に脱退手当金が支給されていることを知った。

全く身に覚えも無く、脱退手当金を受け取った記憶も無いので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 44 年 5 月に当時の代表取締役であった夫と共に起業した A 社で、厚生年金保険被保険者資格を再取得した際、申立期間での管轄社会保険事務所より、厚生年金保険被保険者証の再交付を受けているところ、申立人が所持する再交付された厚生年金保険被保険者証には、脱退手当金が支給されたことを示す表示は無く、当時再交付の場合でも脱退手当金が支給された場合には支給を示す表示をするとの社会保険庁の通知が存在したが、当該被保険者証を再交付した社会保険事務所で上記通知と異なる取扱いが行われていたと認めるに足りる事情は無い。

また、申立人が厚生年金保険被保険者資格を再取得した際の厚生年金保険記号番号は申立期間と同一であることから、申立人は申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認識していたことがうかがわれ、申立人が脱退手当金を受給していたとは考え難い。

さらに、申立人に支給したとされる脱退手当金の支給額は、法定支給額 と相違しており、その相違理由も不明である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和36年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を昭和36年6月から同年9月までは3万3,000円、36年10月から37年1月までは3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 大正12年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年6月1日から37年2月7日まで 私は、昭和21年に合併後B社になる前のC社に入社以来、57年の定 年退職まで37年間継続勤務してきた。申立期間は、関連会社であるA 社D支店を立ち上げるために支店次長として勤務していた期間である。 申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険加入記録、B社発行の在籍証明書及び辞令から、申立人は、申立期間において申立てに係るグループ会社に継続して勤務していたことが認められる(昭和 36 年 6 月 1 日にB社からA社D支店に異動)。

また、「私はA社の立ち上げのため、申立人と一緒に昭和 36 年6月1日にB社からA社に出向した。私は本社で経理課長をしており、申立人はD支店次長であった。一緒に立ち上げの仕事をしたので、申立人のことは良く知っている。」と証言している同僚は、同日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している。

さらに、この同僚は、「A社D支店の社員の給与は本社で一括して行っており、社会保険料は間違いなく控除している。申立人の記録が無いことは不自然である。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間において、申立てに係る事業所に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 37 年2月の申立人の標準報酬月額及び同僚の厚生年金保険被保険者記録から、36 年6月から同年9月までは3万3,000円、36 年 10 月から 37 年1月までは3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主による申立てどおりの資格取得届やその後に行われるべき健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主が昭和37年2月7日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る36年6月から37年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間にかかる保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

# 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 20 年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、21 年4月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、30円とすることが妥当である。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から21年3月31日まで 私は、A社に勤務していた人の紹介で同社に昭和20年4月1日から 勤務していたが、社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照 会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同期入 社した同僚の名前も憶えており、確かに勤務していたので、申立期間を 厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の旧姓と同じ姓であるが、名前が申立人は片仮名2字であるところ、漢字3字で読み方が1字異なり、生年月日が1日相違している者(以下B氏という。)が、昭和20年4月1日に資格取得し、21年4月1日に資格喪失していることが確認できる。

また、A社保管の社員名簿において、申立期間当時、申立人以外に申立 人の旧姓と同姓の者の在籍は確認できない。

さらに、申立人が記憶している、申立人をA社に紹介した者及び同期入 社した者ともに同社において厚生年金保険の被保険者となっている。

これらを総合的に判断すると、上記のB氏の被保険者記録は申立人の 記録であり、申立人が昭和 20 年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格 を取得した旨の届出及び 21 年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を 喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。 なお、申立期間の標準報酬月額については、社会保険庁のB氏の記録 から、30円とすることが妥当である。

#### 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 22 年8月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、24 年3月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和22年8月から23年7月までは600円、23年8月から同年11月までは3,300円、23年12月から24年2月までは5,100円とすることが必要である。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年8月1日から24年3月1日まで

昭和 22 年8月1日付けの辞令交付でA社B工場から同社C事務所に 転勤したが、同年8月1日から 24 年3月1日までの期間の厚生年金保 険被保険者の記録が無い。給料から厚生年金保険料は控除されていたの で記録の訂正をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の保管するA社C事務所の健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で、生年月日が 10 日相違している者が、昭和 22 年 8 月 1 日に資格取得し、24 年 3 月 1 日に資格喪失していることが確認できる。

また、上記の被保険者記録における厚生年金保険被保険者番号は、申立人の番号であることから、当該記録は申立人の被保険者記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主が、申立人の主張する昭和 22 年 8月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、24 年 3 月 1 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿の記録から、昭和22年8月から23年7月までは600円、23年8月から同年11月までは3,300円、23年12月から24年2月までは5,100円とすることが妥当である。

#### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち昭和 44 年 12 月 1 日から 45 年 1 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社) D工場における資格取得日に係る記録を昭和 44 年 12 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、昭和44年12月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間のうち、昭和 45 年1月1日から同年8月1日 までの期間について、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は 申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該 期間に係る標準報酬月額を8万円に訂正することが必要である。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年12月1日から45年1月1日まで

② 昭和 45 年 1 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

私は、昭和36年にA社に入社以来、58年に退職するまで転勤はあったものの、継続して勤務していた。しかし、社会保険庁の記録では、44年12月1日から45年1月1日までの期間が厚生年金保険に未加入となっている。事業主による在籍証明書を添付するので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

また、昭和 45 年1月から同年7月まで社会保険庁の記録では標準報酬月額が3万円となっているが、給料が下がった記憶は無いので再調査を依頼する。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人及びB社から提出された在籍期間等証明 書及び人事発令簿の写しから判断すると、申立人が申立期間に継続して同 社に勤務し(昭和44年12月1日にA社C工場から同社D工場へ異動)、申 立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和 45 年1月の社会保険事務所の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主は、厚生年金保険と厚生年金基金は複写式の届出であったと回答しているところ、B社保管の「厚生年金基金加入員取得および標準給与決定通知」に、昭和 45 年 1 月1日に資格取得と記載されていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 44 年 12 月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は納付の義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、社会保険事務所の保管する被保険者原票を確認 したところ、当該期間に係る標準報酬月額は8万円と記載されていること が確認できる。

また、A社の「厚生年金基金加入員取得および標準給与決定通知」により申立人の資格取得時の標準報酬月額が8万円であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を8万円に訂正することが必要である。

### 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を平成9年10月から10年9月までは50万円、10年10月から13年12月までは47万円に訂正することが必要である。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年10月1日から14年1月31日まで

A社会保険事務所による個別訪問調査により、自分の年金記録が修正申告されていることを初めて知った。ヒアリング時に社長に同席してもらい、確認したところ、厚生年金保険料の標準報酬月額をさかのぼって訂正したという事実を証言された。給与からは報酬に見合う保険料控除がされていたので、記録の訂正をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成9年10月から10年9月までは50万円、10年10月から14年1月31日までは47万円と記録されていたが、B社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成14年1月31日)の後の同年2月6日付けで、9年10月から13年9月までは9万2,000円、13年10月から同年12月までは9万8,000円に引き下げられていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、当該事業所の登記簿謄本により申立期間は当該事業所の監査役となっているが、事業主は申立人が社会保険事務には関与していなかったと証言していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標

準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成9年 10 月から 10 年 9 月までは 50 万円、10 年 10 月から 13 年 12 月までは 47 万円に訂正することが必要であると認められる。

#### 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和24年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月1日から5年4月30日まで 申立期間の私の厚生年金保険の標準報酬月額が申立期間以前と比べ少なくなっているが、当時の給与額は申立期間も変わらなかった。

平成5年に会社が倒産したが、専務取締役が倒産にかかる整理事務を 行い、私は取締役ではあったが全く関与しなかったので、申立期間の標 準報酬月額を訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人の申立期間に係る厚生年金保 険の標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていた。

しかし、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成5年4月30日以降の同年5月6日に、申立人の申立期間に係る標準報酬月額がさかのぼって53万円から11万円に引き下げられていることが社会保険庁のオンライン記録で確認できる上、申立人を除く3人についても同様に標準報酬月額が11万円に減額処理がなされていることが確認できるが、社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録の訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、閉鎖登記簿謄本から、申立人は申立期間にA社の取締役であったことが確認できるが、事業主は「倒産の対応の協議に申立人を入れなかった。」と述べている上、専務取締役は「A社の閉鎖整理は自分が行い、申立人はかかわっていない。」旨の証言をしていることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額につい

て、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、53万円と訂正することが必要であると認められる。

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和12年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月12日から33年10月1日まで 申立期間について、脱退手当金が受給されているとのことだが、請求 手続をした覚えは無いし、受け取った覚えも無いので、厚生年金保険の 支給対象期間として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する再交付された厚生年金保険被保険者証には、脱退手当金が支給されたことを示す表示が無く、当時再交付の場合でも脱退手当金が支給された場合には支給を示す表示をするとの社会保険庁の通知が存在したが、当該被保険者証を再交付した社会保険事務所で上記通知と異なる取扱いが行われていたと認めるに足りる事情は無い。

また、申立人は脱退手当金が支給決定されたこととされている日から間もなくして別の事業所に再就職し、申立期間と同一被保険者記号番号で厚生年金保険の被保険者となっていることを踏まえると、申立人が申立期間の脱退手当金を請求する動機は乏しいものと考えられる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和13年生

絡があるまで知らなかった。調査をしてほしい。

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月1日から5年12月31日まで 社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録では、A社における申立期間 の標準報酬月額が下げられている。当時、私は、A社の子会社であるB 社に勤務している時、役員であったが、実際は一般従業員と同様に営業 をしていた。標準報酬月額の訂正については、今回、社会保険庁から連

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書の写しから、申立人は、申立期間に訂正前の標準報酬月額に相当する保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、社会保険庁のオンライン記録においては、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額は申立人が主張する 53 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日(平成5年 12 月 31 日)の後の平成6年1月14日付けで、さかのぼって8万円に引き下げられている上、申立人を除く8名(うち役員6名)についても申立人と同様の訂正処理が行われていることが確認できる。

さらに、A社の元代表取締役及び同社の元役員は、申立人は同社の子会 社であるB社の代表取締役であったが、A社の社会保険に係る事務の権限 は有していなかったと証言している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た 53 万円に訂正することが必要である。

### 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 24 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、25 年 8 月 1 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 24 年 4 月は 900 円、24 年 5 月から 25 年 7 月までは 8,000 円とすることが必要である。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和5年生

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月1日から25年8月1日まで 私は、昭和24年4月から駐留軍B部隊に勤務していたが、社会保険 庁の記録では、申立期間について健康保険には加入しているが厚生年金 保険には未加入となっている。当時の同僚は厚生年金保険の記録がある ので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、社会保険事務所の保管するA渉外労務管理事務所に係る健康保険被保険者名簿を確認したところ、申立人について、厚生年金保険記号番号の記載は無いものの、資格取得日が昭和24年4月1日、資格喪失日が25年8月1日と記載されていることが確認できる。

また、申立人と同じB部隊で勤務していたと供述している同僚は、上記の名簿において、申立人と同様に厚生年金保険記号番号の記載が無いものの、健康保険の資格取得日が昭和24年4月1日、資格喪失日が25年8月1日と記載されているところ、当該同僚については、厚生年金保険の被保険者記録がある。

さらに、所属部隊は不明であるものの、2名の者が上記の名簿に厚生年金保険記号番号の記載が無いものの、厚生年金保険の被保険者記録がある。加えて、申立人が保管する申立期間に係る給与明細書から、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 24 年 4 月 1 日 に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出及び 25 年 8 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、健康保険被保険者名簿から確認できる標準報酬等級の記載から、昭和24年4月は900円、24年5月から25年7月までは8,000円とすることが妥当である。

#### 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を昭和62年5月から63年7月までは24万円、63年8月から平成元年7月までは36万円、元年8月から2年7月までは47万円、2年8月から7年9月までは53万円、7年10月から10年7月までは59万円、10年8月から11年8月までは50万円に訂正することが必要である。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年5月21日から平成11年9月26日まで昭和62年5月に代表取締役である兄に頼まれ、取締役としてA社に入社した。入社以前から取締役として私の名前は貸してあった。入社しても取締役とは名ばかりで仕事内容は販売促進の営業担当だった。その後会社の経営が苦しいことを聞かされA社を退職した。社会保険事務所から標準報酬月額が訂正されている可能性があると説明を受けた。それまで気が付かなかったが調査して記録を訂正してもらいたい。

#### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人の標準報酬月額は昭和 62 年 5 月から 63 年 7 月までは 24 万円、63 年 8 月から平成元年 7 月までは 36 万円、元年 8 月から 2 年 7 月までは 47 万円、2 年 8 月から 7 年 9 月までは 53 万円、7 年 10 月から 10 年 7 月までは 59 万円、10 年 8 月から 11 年 8 月までは 50 万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁のオンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成11年9月26日以降の同年11月8日に、申立人の標準報酬月額が昭和62年5月にさかのぼって11万8,000円に引き下げられていることが確認できるが、社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、A社の商業登記簿謄本により、同社の取締役であった

ことが確認できるが、元同僚が、「申立人はA社において営業を担当しており、社会保険手続きを含む経理関係には全く携わっておらず、経営にも参画していなかったであろう。」と証言していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、昭和62年5月から63年7月までは24万円、63年8月から平成元年7月までは36万円、元年8月から2年7月までは47万円、2年8月から7年9月までは53万円、7年10月から10年7月までは59万円、10年8月から11年8月までは50万円に訂正することが必要であると認められる。

### 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を平成3年8月及び同年9月は50万円、3年10月から4年3月までは53万円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和12年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月1日から4年4月21日まで 社会保険庁の記録では、平成3年8月1日から4年4月21日までの 期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が8万円となっているが、 当時、手取り額で40万円以上の給与を受けていたので、申立期間の標 準報酬月額を適正な金額に訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年8月及び同年9月は50万円、3年10月から4年3月までは53万円と記録されていた。

また、社会保険庁のオンライン記録により、平成3年9月まで50万円であった申立人の標準報酬月額を53万円へ引き上げる算定基礎届の事務処理が同年8月14日に行われたことが確認できるところ、4年3月7日に当該算定基礎届を取り消し、新たに、3年8月にさかのぼって申立人の標準報酬月額を18万円へ引き下げた上、申立人がA社を退職した4年4月21日以降の同年5月25日に、再び3年8月にさかのぼって申立人の標準報酬月額を8万円へ引き下げていることが確認できる。

さらに、社会保険庁のオンライン記録により、申立人の標準報酬月額を 18 万円に引き下げた平成4年3月7日に、当時取締役であった2名及び 社員15 名も、申立人と同様に、3年8月にさかのぼって標準報酬月額が 引き下げられていることが確認できる上、4年5月25日にも、社員8名 の標準報酬月額が3年8月にさかのぼって引き下げられていることが確認 できる。

加えて、社会保険庁のオンライン記録において、平成4年3月7日又は同年5月25日に標準報酬月額が引き下げられたことが確認できるA社の複数の元社員が、実際の報酬額は下がっていなかったと証言しており、そのうち1名から提出された給与明細書により、引き下げ前の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。また、A社の事業主は申立期間当時、社会保険料を滞納していた旨の証言をしている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このようなさかのぼった記録の訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立人の申立期間の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成3年8月及び同年9月は50万円、3年10月から4年3月までは53万円に訂正することが必要であると認められる。

#### 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和 45 年 8 月 16 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和 45 年 8 月 16 日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については 10 万円とすることが妥当である。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月16日から同年10月1日まで 私は、昭和32年4月8日にA社に就職、同日資格取得以来、平成9年11月27日の資格喪失日まで、同社及びB社に勤務していたが、被保 険者記録照会回答票にあるように、途中の昭和45年8月16日から同年 10月1日までの期間が空白となっている。申立期間について厚生年金 保険の被保険者であったと認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録及び雇用保険の加入記録から、当該事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該事業所における資格取得年月日については、事業主が保管していた厚生年金保険被保険者資格確認および標準報酬決定通知書の控えにおいて「昭和45年8月16日」と記載されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和 45 年 8 月 16 日に被保険者資格を取得した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記決定通知書記載の標準報酬月額から、10万円とすることが妥当である。

#### 第1 委員会の結論

申立人の資格喪失日は、平成2年 10 月1日であると認められることから、申立期間の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を38万円に訂正することが必要である。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和22年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月1日から同年10月1日まで

A社に勤務していた期間の厚生年金保険の標準報酬月額の記録を確認したところ、申立期間中に毎月 40 万円ほどの給料をもらっていたにもかかわらず、標準報酬月額は 20 万円になっていた。標準報酬額月額の記録を訂正してほしい。

また、平成2年9月末まで在籍していたにもかかわらず、9月が厚生 年金保険の被保険者とされていないことも分かったので、当該月を厚 生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険被保険者記録により、申立人は、平成2年9月30日に離職するまでA社に継続して勤務していることが認められるものの、社会保険事務所の記録によれば、申立人は、同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

また、社会保険庁のオンライン記録によれば、A社は平成2年9月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなったとされる同日から約7か月後の3年5月2日に、当初、2年10月1日と記録されていた申立人を含む11名の資格喪失日が同年9月30日に訂正されていることが確認できる。

さらに、当該訂正処理前の記録により、同日において、同事業所が適用

事業所の要件を満たしていたものと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

加えて、社会保険庁のオンライン記録により、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が、当初、申立人が主張する 38 万円と記録されていたにもかかわらず、当該事業所が適用事業所でなくなった日(平成2年9月 30日)から約7か月後の、上記資格喪失日に係る処理日と同日の3年5月2日付けで、2年3月1日にさかのぼって 20 万円に引き下げられていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成2年9月30日に 資格を喪失した旨の処理及び同年3月1日にさかのぼって標準報酬月額を 引き下げる処理を行う合理的な理由は無く、当該記録に係る処理は有効な ものとは認められないことから、当初のオンライン記録どおり、申立人の 資格喪失日は同年10月1日であると認められ、また、申立人の同年3月 から同年9月までの標準報酬月額は38万円であると認められる。

#### 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を平成7年11月から8年9月までは30万円、8年10月から9年4月までは34万円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年11月1日から9年5月1日まで

社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録では、平成7年 11 月 1 日から9年5月1日までの標準報酬月額が、9万2,000円となっているが、当時の給与は31万円くらいだったはずである。標準報酬月額を訂正してほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成7年11月から8年9月までは30万円、8年10月から9年4月までは34万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(9年5月27日)の後の9年6月5日に、さかのぼって9万2,000円に引き下げられていることが確認できるが、社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、閉鎖事項全部証明書から申立人は平成9年4月30日まではA社の取締役であったことが確認できるが、当該処理が行われた同年6月5日においては取締役を退任している上、同僚から、「申立人は名ばかりの取締役であり、一般事務を担当していた。」との供述があることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成7年11月から8年9月までは30万円、8年10月から9年4月までは34万円に訂正することが必要と認められる。

#### 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間のうち、平成2年8月から同年11月までの期間に係る標準報酬月額の記録を32万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、平成3年1月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、2年12月の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成2年8月1日から同年12月31日まで

②平成2年12月31日から3年10月1日まで

平成2年8月1日から同年12月31日までの厚生年金保険の加入期間について照会したところ、同期間については、標準報酬月額が32万円から8万円に訂正されていることが判明した。しかし、8万円に変更される理由が無いことから、標準報酬月額を元の金額に訂正してほしい。

また、平成2年12月31日から3年10月1日までの期間は、社会保険庁の記録では国民年金となっているが、この期間も会社に勤務しており、厚生年金に加入していたはずなので訂正して欲しい。

#### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、当初、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は32万円と記録されていたところ、当該事業所が適用事業所でなくなった日(平成2年12月31日)の後の平成3年3月7日付けで、8万円に引き下げられていることが確認できる上、当該事業所の厚生年金保険被保険者全員についても標準報酬月額がさかのぼって引き下げられていることが確認できるが、社会保険事務所において、このようにさかのぼって訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、社会保険庁のオンライン記録によれば、当該事業所は平成2年12月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る処理は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった2年12月31日の後の3年3月7日に2年12月31日にさかのぼって行われていることが確認でき、かつ、申立人の雇用保険被保険者記録から、申立人は、2年12月31日に離職するまで当該事業所に継続して勤務していることが認められ、適用事業所でなくなったとされた日において、同事業所が適用事業所の要件を満たしていたものと認められることから、当該事業所が適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、有効な記録訂正があったとは認められず、当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が、申立人の資格取得当初、社会保険事務所に届け出た32万円に訂正することが必要である。

また、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である平成3年1月1日であると認められ、2年12月の標準報酬月額については、社会保険庁の2年11月の当初の記録から32万円とすることが妥当である。

一方、申立期間②のうち平成3年1月1日から同年 10 月1日までの期間については、上記のとおり、雇用保険における離職日は2年12月31日となっており、このほかに申立人が当該事業所に勤務していたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、申立人は、当該期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間にA社に勤務していたことが認められることから、 申立人の同社における資格喪失日に係る記録を昭和62年12月1日に訂正 し、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年11月29日から同年12月1日まで 私が、以前勤務していたA社から、誤った資格喪失日が記載された資 格喪失届が提出されたため、厚生年金保険の加入期間が1か月少なくな っている旨の手紙が届いた。

私は、昭和62年11月30日に退職したので、申立期間に係る厚生年 金保険の資格喪失日を同年12月1日に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された人事記録(写し)及び事業所の回答から判断すると、申立人がA社に昭和62年11月30日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における 昭和 62 年 10 月の社会保険事務所の記録から、41 万円とすることが妥当 である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失日を誤って昭和62年11月29日として届け出たとしていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

#### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和 60 年1月から同年7月までの期間及び 60 年9月に係る標準報酬月額の記録については、60 年1月及び同年2月 は13万4,000円、同年3月は11万8,000円、同年4月は14万2,000円、同年5月は15万円、同年6月は14万2,000円、同年7月及び同年9月は10万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、昭和 60 年1月から同年7月までの期間及び同年9月 の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬 月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否か については明らかでないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和13年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年11月26日から60年10月1日まで

② 昭和60年10月1日から62年3月2日まで

社会保険庁の記録では申立期間①及び②の標準報酬月額が9万8,000 円となっているが、申立期間①当時の給料は13万円以上であり、申立 期間②についても、申立期間①の記録を元に任意継続している。標準報 酬月額を訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①のうち、昭和60年1月から同年7月までの期間及び60年9月の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書から、

標準報酬月額9万8,000円を超える標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる支給額及び保険料控除額から、昭和 60 年1月から同年2月は13万4,000円、同年3月は11万8,000円、同年4月は14万2,000円、同年5月は15万円、同年6月は14万2,000円、同年7月及び同年9月は10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行した か否かについては、確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、 明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、 事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無い ことから行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、i)昭和59年11月及び同年12月の標準報酬月額については、標準報酬月額9万8,000円を超える額に相当する厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料が無いこと、ii)60年8月の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書から、申立人は標準報酬月額9万2,000円に相当する厚生年金保険料が同年8月分の給与から控除されていたことが確認できることから、59年11月及び同年12月並びに60年8月については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②の標準報酬月額については、申立人から提出された当該期間に係る厚生年金保険の領収書から、申立人は、標準報酬月額の9万 8,000 円に基づく厚生年金保険料を納付していることが確認できる上、 社会保険事務所で記録されている標準報酬月額と一致している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間②について、 申立人は、申立期間について、厚生年金保険第四種被保険者としてその 主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納めていたと認めるこ とはできない。

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和40年12月1日、B社における資格取得日に係る記録を42年12月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を40年12月から41年1月までは3万円、42年12月は2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、いずれの事業主についても、明らかでないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和13年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年12月1日から41年2月1日まで

② 昭和 42 年 12 月 21 日から 43 年 1 月 5 日まで

社会保険庁の記録によると、申立期間について厚生年金保険の加入期間が欠落しているが、それぞれの会社で給与から厚生年金保険料が引かれていたことは間違い無いので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が保有する給与明細書及び申立人の供述により、申立人がA社に継続して勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人が保有する給与明細書から、3万円とすることが妥当である。

申立期間②については、申立人が保有する給与明細書及び申立人の供述により、B社に継続して勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人が保有する給与明細書から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社及びB社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も死亡しているため不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社に係る資格取得日を昭和44年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月1日から同年6月1日まで

A社の厚生年金保険の適用年月日は昭和 44 年6月1日となっているが、私は 44 年5月分の給料から厚生年金保険料が控除されているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

給与明細書により、申立人が申立期間にA社で勤務し、申立期間の厚生 年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の厚生年金保険料控除額から、2万6,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、昭和 44 年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては適用事業所としての記録が無い。しかし、当該事業所は、43 年8月1日から同年 12月 20 日まで厚生年金保険の適用事業所であったとの記録があるところ、申立期間当時も事業内容が従前と同じく製造業であり、44 年6月1日の新規適用日に 11 人が厚生年金保険被保険者資格を取得し、そのうち6人が 43 年8月1日にも資格取得していることから、申立期間当時A社には5名以上の従業員が在籍していたことが認められ、同社は、申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は現存しておらず、事業主の消息も不明であるため、厚生年金保険料の納付については確認できないが、当該事業所は申立期間において強制適用事業所の要件を満たしていたにもかかわらず、事業主は社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和41年12月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和4年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年12月11日から42年2月15日まで 社会保険庁の記録では、昭和41年12月11日に厚生年金保険被保険 者資格を喪失し、42年2月15日に再取得していることになっているが、 37年2月1日に就職して以来、44年9月14日に退職するまで、継続 してA社に勤務しているので、当該期間について被保険者期間として 認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して 勤務(昭和41年12月11日に旧A社からA社に転籍)していたことが認 められる。

また、旧A社は昭和 41 年 12 月 11 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなり、42 年 2 月 15 日にA社が適用事業所となっており、旧A社の社員すべてがA社に転籍している。しかしながら、申立人と同様に転籍した複数の同僚から「申立期間も勤務地や勤務形態に変更は無く、厚生年金保険料は控除されていた。」、「申立期間も給料の金額は変わらなかった。」旨の証言が得られた。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 42 年2月のA社にお

ける社会保険事務所の記録から4万8,000円とするのが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は申立期間において適用事業所としての記録が無い。しかし、旧A社からA社に引き続き勤務している者が 40 名確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は昭和 46 年 7月 15 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も死亡していることから確認は取れないが、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和39年10月27日に、資格喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和10年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月27日から同年12月1日まで ねんきん特別便を確認したところ、厚生年金保険加入期間に欠落があ ることが分かった。欠落している期間は、A社C工場から同社D工場に 転勤したころである。自分は、昭和34年1月から平成8年3月までA 社に継続して勤務していたので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が保有している「辞令簿」及び会社から提出された「社報」により、申立人がA社に継続して勤務し、申立期間に同社C工場から同社D工場に異動していることが確認できる。

また、社会保険事務所の記録では、A社D工場は申立期間において厚生年金保険の適用事業所となっていないが、申立人と同日の発令により同社C工場から同社D工場に異動した同僚2名及び申立人の妻は、同社D工場が厚生年金保険の適用事業所になるまで、同社B工場で厚生年金保険に加入していることが確認できることから、申立人についても同社B工場において被保険者であったものと考えるのが自然である。

さらに、A社は、「申立人の厚生年金保険被保険者資格取得届を、同社 B工場から同社D工場に移った社員と同様に提出したことにより、欠落期 間が生じた。」と証言している。 これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同日の異動発令により同社C工場から同社D工場に転勤した従業員は、同社B工場における標準報酬月額と同社D工場における厚生年金保険資格取得時の標準報酬月額が同額であることから、申立人の同社D工場の資格取得時の標準報酬月額と同額の2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る申立人の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出を誤ったものの、保険料を納付したか否かについて不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和39年10月及び同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和34年10月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を34年10月及び同年11月は1万2,000円、同年12月は1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和17年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年10月15日から35年1月4日まで ねんきん特別便を受け取ったところ、A社に勤務していた申立期間の 厚生年金保険の加入記録が無かった。申立期間当時は、工場を移転した 時期であり、同社に継続して勤務していた。

申立期間当時の給料支払明細書を提出するので、申立期間について厚 生年金保険の被保険者と認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管していた給与支払明細書により、申立人は、A社に申立期間継続して勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支払明細書の保険料控除額から、昭和34年10月及び同年11月は1万2,000円、同年12月は1万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は昭和34年10月15日に厚生年金保険の適用事業所でなくなり、その後、35年1月4日に再度、適用事業所となっており、申立期間は、適用事業所としての記録が無い。しかし、34年10月15日に被保険者が6名おり、同社移転後の35年1月4日の新規適用事業所となった時も、上記6名のうち申立人を含む5名が

被保険者資格を取得していることから、当時の厚生年金保険法に定める適 用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、 社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、 申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認めら れる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年1月から 46 年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から46年3月まで

私の父親が、昭和43年1月ごろ私の国民年金の加入手続を行い、私が結婚するまでの国民年金保険料を納付してくれた。父親が、家族全員の保険料を集金人に納付しており、私一人のみ保険料が未納とされていることに納得がいかない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の父親及び母親は既に亡くなっているため、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立期間について、その父親が昭和43年1月ごろに加入手続を行い、国民年金保険料の納付を始めたと主張しているが、申立人の所持する国民年金手帳には、昭和47年4月19日発行の記載があり、その国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の記録から、申立人の加入手続は昭和47年4月19日に行われたと推認できる。この時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付できない上、同一区内に居住していた申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことや申立人が過年度納付及び特例納付により保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 5 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月から48年3月まで

私の亡くなった父親が、市役所で私の国民年金の加入手続を行ったが、 その時期や国民年金手帳を交付された記憶はない。

私が結婚するまでの間、父親が自分の分と併せて兄二人と私の国民年金保険料を一緒に納付し、私の結婚に際して、父親から私が20歳以降の保険料は納付してあると聞かされたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が申立人の国民年金加入手続を行い、申立期間の保険料について、その父親及び兄二人分と共に納付していたはずであると主張しているところ、申立人自身は申立期間の保険料の納付に直接関与していなかった上、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の保険料を納付したとしている申立人の父親は既に他界しており、証言を得ることができないことから、具体的な加入状況や保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、昭和 49 年 1 月から同年 2 月までの間と推認される上、申立人の国民年金手帳に記載されている資格取得日が 42 年 5 月 6 日に訂正される前には 49 年 2 月 4 日であったことが確認できるとともに、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当らないことから、加入手続は 49 年 2 月に行われ、現年度の保険料として納付可能な 48 年 4 月にさかのぼって保険料の納付を開始したと考えるのが自然である。

さらに、申立期間について、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付し

ていたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年4月から平成2年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から平成2年10月まで

私は、昭和61年4月に国民年金の第3号被保険者の制度ができたことは知っていたが、自分自身で手続を行わなかった。平成2年11月に就職し、区役所に国民年金の資格喪失手続に行った時に初めて年金手帳に「3号B」というゴム印が押されたことを記憶している。2年10月までは国民年金保険料を納付していたので、申立期間の保険料を環付してもらいたい。

# 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 10 月に国民年金に任意加入し、国民年金保険料の納付を始め、61 年4月の第3号被保険者の制度開始時には自分自身が第3号被保険者に該当することになったとは思わなかったので、平成2年 11 月に区役所へ行って手続を行うまで、引き続き送られていた納付書により申立期間の保険料を納付していたとしているところ、申立人の夫が加入していた公立学校共済組合では、社会保険庁からの通達に基づいて、同共済組合が組合員を通じてその配偶者に係る第3号被保険者の届出を受理し、とりまとめの上、市区町村役場へ提出するという方法が取られていたことが広報紙などから確認できる。

また、同共済組合では、申立人については昭和61年4月当時、既に第3号被保険者として記録を管理していることが認められることから、申立人の夫が申立人に係る第3号被保険者の届出を行い、申立人が自ら区役所に届出をすることなく、国民年金の任意加入者から第3号被保険者へ種別変更されていたと考えられ、申立期間の保険料の納付書が発行されなかったと考えるのが自然である。

さらに、申立期間中の国民年金保険料の金額や納付方法等について申立人

からは具体的な証言が得られない上、申立人が申立期間の保険料を納付した ことを示す関連資料(家計簿、源泉徴収票等)が無く、ほかに申立期間の保 険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 9 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月から53年3月まで

私が昭和49年9月に結婚した際、夫が私の国民年金の加入手続を行い、 国民年金保険料についても、夫が取引先の銀行員に夫婦二人分の納付書を 渡し、欠かさず納付してくれていた。

いつも夫婦二人分の保険料を納付していたのに、夫の保険料は納付済みとされ、私の保険料のみが未納とされていることに納得がいかない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年9月に結婚した直後に国民年金に加入し、保険料の納付を始めたと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から53年7月ごろに行われたと推認されるとともに、申立人は結婚前から同一市内に居住しており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

また、申立人の年金手帳には昭和53年5月に転居した後の住所が記載されており、申立人が結婚して以来居住していた転居前の住所の記載がないことから、結婚と同時に申立人の国民年金の加入手続が行われたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) が無く、ほかに保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年1月から 48 年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から48年6月まで

私は、昭和43年に会社を退職して父親の仕事の手伝いをしていた。厚生年金保険から国民年金への切替手続は両親が行ってくれたと思う。それは退職した会社から退社通知が届いたことと両親が国民年金に加入していたからである。国民年金保険料の納付も両親が行ってくれていたと思うが亡くなっており確認することができない。両親が国民年金保険料を納付しているのに申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職後に、その両親が厚生年金保険から国民年金への切替 手続及び申立期間の国民年金保険料の納付を行ってくれたと主張しているが、 申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、 申立人の国民年金加入手続等を行ったとするその両親も既に他界しているた め、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。 また、申立人は、両親から国民年金手帳を見せられたり、受け取ったりし た憶えがないと述べている上、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出され

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していた ことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

ていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 9 月から 44 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和21年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年9月から44年3月まで

私の父は、存命中に私の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたと思う。私の兄には学生時代に2年間国民年金に加入していた履歴があるので、私も間違いなく加入していたはずである。父は厳格な軍人であり、加入していないことはないはずで、わざわざ加入しておきながら、保険料を納付しないとは考えられない。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その兄も国民年金に加入しているので、自分も国民年金に加入し、その保険料も納付されているはずと主張しているところ、申立期間当時同居していたとする申立人の兄の記録は、兄が20歳となった昭和39年3月に資格取得し、その後の保険料が未納となっているが、この資格取得日は、兄が平成12年11月に国民年金に加入した際に追加変更されたことが確認でき、兄が20歳となった当時、兄には国民年金手帳記号番号が付与されていなかったことから、兄については9年の基礎年金番号制度創設以降に加入手続がされたと考えるのが自然であり、申立人については、そもそも国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見受けられず、申立期間当時、国民年金に加入していたとは考え難い。

また、申立人は、申立人の父親が国民年金の加入手続及び保険料の納付を 行ったとしているところ、申立人自身は当該手続等に直接関与しておらず、 その父親は既に他界しており、申立期間について保険料を納付していたこと を証言する者も存在しないことから、申立期間当時の国民年金の加入状況及 び保険料の具体的納付状況が不明である。 さらに、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から 62 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和37年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から62年4月まで

私は、20 歳になったころに、私の父親から、私の国民年金の加入手続は 既に行っており、私が就職するまでは父親が私の国民年金保険料を納付し てくれるという話を聞いたことを憶えている。私は大学を卒業した後、就 職しなかったことから、私が結婚するまでは父親が保険料を納付していた はずである。申立期間が未加入及び未納とされていることに納得がいかな い。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、申立人の父親が申立人の国民年金の加入手続と、 申立人が結婚するまでの期間の国民年金保険料の納付を行っていたと主張し ているが、申立人の父親は既に亡くなっており、申立人自身は加入手続及び 保険料の納付に直接関与していないため、申立期間当時の具体的な加入状況 及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和62年5月から同年6月に加入手続が行われたものであることが確認でき、その時点では、申立期間の過半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人と同居していた申立人の妹弟も、学生の任意加入期間は未加入であることから、申立人の父親が申立人の国民年金保険料だけを納付したとするのは不自然である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに保険料を納付していたこと

をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成 12 年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと 認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和50年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申立期間: 平成12年9月

私は、自分の国民年金保険料はきちんと払ってきた。平成12年9月の保険料は、私の母親が市役所で納付したはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

# 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳の国民年金の記録には、申立期間を除き、すべての国民年金の種別変更日が適切に記載されており、申立人が申立期間の国民年金の種別変更手続を行っているとすれば、申立期間の変更日が記載されていると考えるのが自然である。

また、申立期間については、社会保険庁から申立人宛てに国民年金の加入手続を勧奨する通知が送付された記録が残っている上、申立人は当該期間に国民健康保険にも加入していなかったことから、同様に申立人が国民年金に未加入のまま手続きを失念していたと推認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

#### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 11 月から 51 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月から51年10月まで

私の夫は、私と結婚した年の夏に、夫の勤務先の社会保険関係事務を担当していた社員から、「奥さんは将来のことを考えて、国民年金に任意で加入しておいた方が良いですよ。」との説明を受けたので、その後、夫は私と一緒に市役所に行き、私の国民年金の加入手続を行った。後日、送られてきた納付書を使用して金融機関で毎月保険料を納付したはずであり、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚した昭和 43 年に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、51 年 11 月 22 日に払い出されていることが確認できることから、この時点では申立期間は国民年金の任意未加入期間であるため、保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続をした際に国民年金手帳は受領せず、 保険料は金融機関で納付書を使用して納付していたと主張しているが、申立 人が申立期間当時居住していた地域の市役所において納付書方式による保険 料の収納が開始されたのは、申立人が加入手続を行ったと主張する昭和 43 年から3年後の46年4月からであり、申立内容と一致しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

#### 第1 委員会の結論

申立人の平成元年 12 月の国民年金保険料については、納付していたものと 認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和35年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年12月

私は、平成元年12月に社会保険庁から、厚生年金保険に加入していない 期間は国民年金保険料を納付して欲しい旨連絡があったので、申立期間の 国民年金保険料を納付した。国民年金の加入手続を行った憶えはないし、 国民年金手帳も受け取った憶えもないが領収書は受け取ったような気がす る。申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

# 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年 12 月に社会保険庁から国民年金保険料の納付勧奨の連絡があったと主張しているが、当時、社会保険庁では、制度上、申立人の住所や連絡先を把握することができないことから、社会保険庁から申立人に対して、保険料の納付勧奨の連絡を行ったとは考えにくい。

また、申立期間当時申立人が居住していた区においても、申立人が厚生年金保険の資格を喪失したことは、申立人からの申請がない限り把握することができないことから、区役所からも保険料の納付勧奨の連絡があったとは考えにくい。

さらに、申立人は国民年金の加入手続を行った記憶が無いとしており、申立人に該当する氏名で国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していた ことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

#### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 2 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年2月から46年3月まで

私は、昭和41年2月ごろ養母から国民年金への加入を勧められたので、 自ら区役所で国民年金の加入手続を行い、職場に来る集金人に私自身が国 民年金保険料を納付していた。

申立期間が未加入及び未納とされていることに納得できない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 41 年 2 月ごろに国民年金に加入したと主張しているが、申立人の所持する国民年金手帳には 46 年 4 月 8 日に国民年金の被保険者資格を取得し、手帳発行日も同一日の記載があることから、この日に加入手続が行われたものと認められ、この時点では時効により申立期間の過半は保険料を納付することができず、過年度納付等により申立期間の国民年金保険料をまとめて納付した形跡も認められない。

また、申立人は、申立期間の途中とその後に同一区内で転居しており、区役所本所と支所で管轄は異なるものの、昭和 46 年4月の加入手続時点で既に国民年金に加入している申立人に対して、同一区内において重複して国民年金に加入させるとは考えにくい。

さらに、申立人が別の国民年金手帳記号番号で申立期間に国民年金に加入していた形跡は見当たらない。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す 関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付 していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

#### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 9 月から 53 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月から53年6月まで

私は、会社を退社してしばらくの間は国民年金の加入手続を行っていなかったが、夫と一緒に経営していた薬局のお客さんから区役所に行って国民年金について相談をするように勧められたので、昭和54年ごろに区役所へ行った。その際に、区役所の窓口の担当者から今までの国民年金保険料を一括して納付するように言われたことから、自宅に帰って夫に相談し、後日、区役所で国民年金の加入手続を行い、その場で保険料を一括して納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

# 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年 2 月に国民年金の加入手続を行った後に、53 年 7 月 以降の国民年金保険料を過年度納付しているが、53 年 7 月は、申立人が 35 歳に到達する直前の時期であることから、この時期以降 60 歳まですべて保 険料を納付すれば、申立人の年金受給資格に必要な納付月数を確保できるこ とから、申立人は、53 年 7 月以降の保険料について過年度納付したものと考 えるのが合理的である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料額についての明確な記憶は無く、申立人が前記過年度納付以外に特例納付を行った事情を推認するには至らなかった。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

#### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 8 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年8月から57年3月まで

私は、昭和51年8月に転居し、母親と同居してからは、扶養家族の母親の国民年金保険料と夫婦二人分の保険料を一緒に納付していた。申立期間の国民年金保険料については、私か妻のどちらかが、家族3人分の保険料を納付書により市の支所か金融機関で納付していたはずであり、未納とされていることに納得がいかない。

# 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親と同居後は、家族3人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているが、申立人夫婦の国民年金の加入手続の時期や場所等に係る記憶が不明確であることから、国民年金の加入状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和57年5月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立人は過年度納付等により申立期間の保険料をまとめて納付した記憶もなく、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、夫婦二人分の保 険料を一緒に納付していたと主張しているが、その妻についても、申立人と 同様に申立期間の保険料が未納となっている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

#### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 8 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年8月から57年3月まで

私は、昭和51年8月に転居し、義母と同居してからは、扶養家族の義母の国民年金保険料と夫婦二人分の保険料を一緒に納付していた。申立期間の国民年金保険料については、私か夫のどちらかが、家族3人分の保険料を納付書により市の支所か金融機関で納付していたはずであり、未納とされていることに納得がいかない。

# 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の義母と同居後は、家族3人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているが、申立人夫婦の国民年金の加入手続の時期や場所等に係る記憶が不明確であることから、国民年金の加入状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和57年5月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立人は過年度納付等により申立期間の保険料をまとめて納付した記憶もなく、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、夫婦二人分の保 険料を一緒に納付していたと主張しているが、その夫についても、申立人と 同様に申立期間の保険料が未納となっている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和38年7月23日から44年3月26日まで 申立期間の厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金を支給さ れたこととされているが、一緒に勤務していた夫や妹は、現在その期間 も含めた年金を受給している。脱退手当金という言葉すら知らない自分 が脱退手当金を受給しているのはおかしいので調査してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する申立人の脱退手当金の支給に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りはない。

また、申立人が勤務していた脱退手当金の支給に係る事業所の健康保険 厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページと その前後5ページに記載されている者で脱退手当金の支給記録がある者 は8名確認できるところ、その8名全員に「脱」表示が確認できる。

さらに、申立人の元同僚は、脱退手当金について申立人から説明を受けて2度の出産時に手続きをしたと証言をしていることから、申立人が当時脱退手当金を知らなかったとは考え難い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月から32年9月9日まで

社会保険庁の記録では、厚生年金保険に昭和 32 年9月9日に資格取得となっているが、私は、A社に 30 年4月から勤務し、炭鉱住宅に住んでいた。この住宅は、無料であったため入居希望者が多く、申込みをしてから2年間待つのが通例であり、私は、少なくとも2年以上は勤務していたはずである。仕事の内容は、選炭場での仕分け作業で、炭坑内の選炭場を移ったことはあるが、勤務時間や勤務形態が変わったことは無い。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社B砿業所の厚生年金保険被保険者名簿から申立期間に近接して資格取得した者に照会し、回答があった複数の従業員のうち、申立人を記憶している者は、「申立人は、自分と同時期に入社したのではないか。」と述べているところ、その者の被保険者資格取得日は、昭和32年5月2日となっている。

また、当時、申立人と同様に炭鉱住宅に入居していた複数の従業員は、 「炭鉱住宅には、希望すれば、すぐ入居することができた。」と証言して いる。

さらに、A社は、当時の人事及び給与関係書類を保存しておらず、申立 人も給与明細書等の資料を所持していないことから、申立人の申立期間に おける給与からの厚生年金保険料の控除は不明である。

加えて、社会保険庁のオンライン記録のほか、A社B砿業所の厚生年金保険被保険者名簿を調査したところ、申立人の氏名は見当たらず、健康保険番号の欠番は無い。

このほか、申立人は当時の同僚の氏名を記憶しておらず、証言を得ることができず、申立人の勤務実態及び保険料の控除に係る事実を確認できる 関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年6月22日から38年7月17日まで 私は、平成19年6月にA社会保険事務所へ厚生年金保険被保険者期間照会申出書を提出したところ、脱退手当金支給済みとの回答書を受け取った。

しかし、申立期間前のB社に勤務した 78 か月分については脱退手当金(3万6,000円)を受け取った記憶があるが、申立期間のC社に勤務した 25 か月分については、脱退手当金を受け取った記憶は無く、脱退手当金の金額と支給期間が事実と相違しているので、再度調査して記録を訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する申立人に係るC社D出張所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を示す「脱」の表示が記されている上、同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理され、申立期間前のB社の被保険者期間及びC社D出張所の申立期間を基礎として計算されている申立人の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から4か月後の昭和38年11月25日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年3月1日から36年9月21日まで 社会保険庁の記録によると、A社(以下、社会保険の記録上の名称 「B社」と表記。現在は、C社)に勤務していた期間について、脱退手 当金が支給されているという説明を受けた。

しかし、出産のため退職した約半年後に脱退手当金の支給済みになっていることに納得できないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時のB社における脱退手当金の取扱いについて、C社(平成 16 年 11 月にB社から名称変更)では、退職者に代わって社会保険事務所に脱退手当金の請求手続を行っていたか不明であるが、退職者に脱退手当金に関する説明を行っていたとしている。

一方、社会保険事務所が保管する申立期間に係るB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページ及びその前後5ページに記載されている女性のうち、i)脱退手当金の受給要件を満たし、ii)申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日(昭和 36 年9月 21 日)の前後2年以内に資格喪失し、iii)資格喪失後6か月以内に厚生年金保険の被保険者資格を再取得していない者21名の脱退手当金の支給記録があり、そのうち申立人を含む8名について資格喪失日から約6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることから、退職者本人の委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期

間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和 37 年3 月 10 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手 当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和42年2月6日から45年1月20日まで 社会保険事務所で初めて申立期間の脱退手当金を受給していることを 知った。申立期間の前である昭和30年から37年までに勤めた事業所の 脱退手当金を受給したことは覚えているが、A病院に勤務していた期間 については脱退手当金を受け取った記憶が無いので、調べてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった国民年金の納付書・領収証書から、申立人は昭和45年8月に申立期間と重複する42年4月以降の期間について国民年金保険料を特例納付及び過年度納付していることが確認できることから、この納付の時点で申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認識していたものとは考え難い。

また、社会保険庁のオンライン記録上の脱退手当金支給額は、申立人の被保険者原票から算出した法定支給額と一致している上、同原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和 45 年3月4日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退 手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年2月から45年10月まで

② 昭和 45年11月から47年9月まで

A社ではB社の下請けとして同社工場内で勤務し、電化製品の組立て を流れ作業で行っていた。

C社には自動車免許取得の目的で入社した。同社は一般家庭への配送はなく、主にD市内への工場へ配送をしていた。

2 社とも厚生年金保険料を支払っていたことは間違いないので、被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社はE市にあったとしているが、社会保険庁の記録によると、同市にA社という名称の厚生年金保険の適用事業所は存在しない。

また、所在がE市にあり、A社と名称及び業務内容が類似するF社に申立人について照会を行ったものの、申立人が同社に勤務していたことを確認することができなかった。

申立期間②について、申立人は、C社はD市G区にあったとしているが、商業登記簿上、同区には「C社」という名称の会社は存在せず、社会保険庁の記録でも、申立期間当時、「C社」の名称で届出されている厚生年金保険の適用事業所は存在しない。

また、D市内にはC社と同じ名称の会社が複数あるが、申立人は、事業 主及び同僚の氏名を覚えていないなど、記憶が曖昧であり、申立人が勤務 していたとする会社を特定できない。

さらに、申立人に係る改製原戸籍の附票の住所変遷によると、申立人の

住所は、昭和 38 年 11 月 20 日から 46 年 8 月 11 日まではH市にあり、また、46 年 8 月 11 日から 52 年 3 月 3 日は I 市にあることが確認できる。そのため、D市にあったとするA社及びC社は、申立人の住所地からは相当の距離があり、常時勤務していたとすることに不自然さがある。

このほか、申立期間についての雇用保険の記録は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和3年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月1日から48年6月30日まで 私はA社で、大工の技術を活かし、ボーリングレーンの作成の仕事を していた。勤め始めて3年ぐらいは見習い期間だったが、見習いを終え てからの期間は厚生年金保険に加入していたと思うので、当該期間を被 保険者期間として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人がA社に勤務していたことは、申立人が保管していた昭和 47 年 2月2日付けの社内連絡文書にて確認できる。

しかしながら、上記、社内連絡文書を作成し、当時、大工を取り仕切っていた者によると、「当時技術部は、社員中心のボーリングの機械担当と、大工中心のボーリングレーン担当に分かれていた。大工は常用雇用ではあるが、社員ではなく、日給月給制の日雇いの雇用形態であった。また、当時大工は500人ぐらいおり、厚生年金保険の加入対象者ではなかった。」と証言している。

また、A社は昭和 45 年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となって おり、申立期間のうち同日より前の期間は厚生年金保険の適用事業所にな っていない。

さらに、申立期間における申立人の雇用保険の被保険者記録は無い。

加えて、社会保険庁のオンライン記録のほか、社会保険事務所が保管するA社の事業所別被保険者名簿を調査したところ、申立人の氏名は見当たらず、健康保険番号の欠番も無い。

このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間にお

ける厚生年金保険料の給与からの控除に係る事実を確認できる関連資料及 び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関係資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年8月1日から15年1月31日まで

当時、私が代表取締役である会社は、経営悪化により社会保険料の滞納が発生し、差額を滞納金の処理に当てるため標準報酬月額をさかのぼって減額訂正した。社会保険事務所の職員は、将来、年金が少し減るだけだと言っていたが、代表取締役はこの様な扱いを受けるのかと憤りを感じた。元の標準報酬月額に戻してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役として同社に在籍していたことが認められる。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成 15 年 1 月 31 日)の後の平成 15 年 9 月 9 日付けで、13 年 8 月から 15 年 1 月までの 18 か月間の標準報酬月額について、さかのぼって減額処理が行われていることが、社会保険事務所の記録により確認できる。

一方、申立人は「A社は、経営悪化により平成15年1月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている。社会保険料の滞納金の処理に当てるため、代表取締役である私の標準報酬月額を遡及して減額訂正した。その際、社会保険事務所の職員が作成した書類に押印した。」と述べており、申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の減額に同意したものと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

# 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録については、訂正 する必要は認められない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年11月1日から6年8月31日まで

社会保険事務所から、平成5年11月1日から6年8月31日までの標準報酬月額がさかのぼって減額されていると聞いたが、そのような届出をした覚えは無い。

当時、私は取締役であり、事務関係の担当であった。厚生年金保険料については、私が社会保険事務所に出向いて納付していたが、社会保険関係の届出については税理士にお願いしており、私は行っていなかった。 私の標準報酬月額を、減額前の金額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、A社は、平成6年8月31日をもって適用事業所でなくなっているところ、同日後の同年10月26日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が、5年11月から6年1月までは53万円から8万円に、6年2月から同年7月までは41万円から8万円に減額訂正されたことが確認できる。

しかし、申立人は、事業主の妻であり、閉鎖登記簿謄本及び本人の証言により、申立期間当時、当該事業所の取締役であったことが確認できる上、事業所に係る事務を担当していたとしている。

また、申立人は、「厚生年金保険料の納付については、自分が社会保険事務所に出向いて行っていた。社会保険事務所の職員が度々来社し、厚生年金保険料について私と話をした。」と述べていることから、申立人が当該訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、社会保険事務を担当する取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額

の減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張 することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額 の記録を訂正する必要は認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和18年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年9月21日から同年11月10日まで 社会保険庁の記録では、A社に勤務していた申立期間の記録が無い。 A社には、職業安定所の紹介で入社した。申立期間を厚生年金保険の 被保険者として認めてほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

A社が提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写しによると、申立人は昭和37年10月10日に資格取得とされているが、同年11月5日に取り消されている旨の記載が確認でき、このことから、同社が申立人の資格取得を取り消す届出を行ったことがうかがえる。

また、当該通知書の写し及び社会保険事務所が保管するA社の被保険者原票に記載されている元従業員8名に対して聴取したが、いずれの者も、「申立人のことは、記憶していない。」と証言している。

さらに、B健康保険組合では、申立人の加入履歴は見当たらないと回答している。

加えて、申立人は当時の同僚の氏名を記憶しておらず、証言を得ることができなかった。

このほか、申立人の勤務実態並びに保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月1日から4年9月30日まで 私が、A社の代表取締役として勤務した期間のうち、平成2年10月 1日から4年9月30日までの標準報酬月額が8万円に訂正されている。 しかし、私の申立期間当時の給与は100万円程度であった。今回、社会 保険事務所からの連絡で記録の改ざんについて知ったもので改ざん前の 正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、同社が適用事業所でなくなった日(平成4年10月16日)の後の平成4年11月4日付けで、8万円に引き下げられていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本から、申立人が申立期間当時、同社の代表 取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、社会保険料を滞納していたことを記憶している旨供述している上、事務担当者は、「申立人と共に、数回、社会保険事務所を訪問した。」旨供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役である申立人が自らの標準報酬月額の遡及訂正処理に関与しながら、その処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月ごろから31年3月ごろまで 私は、昭和29年4月ごろから31年3月ごろまでA社に勤務していた が、社会保険庁の記録では、厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を 得た。私が所持している30年7月の社員旅行の写真に、私も写ってい るので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持している申立期間当時の写真や同僚の証言から、申立期間 に申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、上記の写真に写っている申立人が同時期に勤務していたとしている同僚一人については、A社における厚生年金保険の被保険者記録が無い。

また、申立人と同種の仕事をしていた同僚二人については、その記憶するA社への入社日と厚生年金保険被保険者資格取得日とが約1年から2年、相違していることが確認できる。

さらに、社会保険庁が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の記録は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳において、同社の前後に勤務した会社の被保険者記録はあるものの、同社の記録は無い。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事を認めることはできない。

# 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年3月1日から13年4月12日まで

私は、A社を経営していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が59万円であったにもかかわらず、後になって、20万円に訂正されている。平成13年に事業をやめた際、社会保険事務所の職員から厚生年金保険料の未納があることを知らされ、私の標準報酬月額を下げて調整することで同意したが、書類の手続も無く、その後、どのようになったのかも連絡がなかったので、申立期間の標準報酬月額を元の金額に訂正してほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録においては、当初、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は59万円と記録されていたところ、当該事業所が適用事業所でなくなった日(平成13年4月12日)の後の同年5月16日付けで、さかのぼって20万円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、商業登記簿謄本から、申立人は申立期間当時、A社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「未納となっている厚生年金保険料について、私の標準報酬月額を下げて調整することで同意した。」と述べていることから、申立人が当該標準報酬月額の減額処理に同意したものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役である申立人が 自らの標準報酬月額の訂正処理に同意しながら、当該処理が有効なもの ではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の 標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

# 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和22年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月1日から9年12月3日まで 社会保険庁の記録では、平成8年3月から9年12月に係る標準報酬 月額が9万2,000円となっている。当時、自分はA社の代表取締役であ り、月額で50万円ほどの給与(役員報酬)を得ていたはずである。収 入に対応した標準報酬月額の訂正をしてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録において、当初、申立人が主張する申立期間に係る標準報酬月額は、平成8月年3月から9年8月までは59万円、9年9月及び同年12月までは50万円と記録していたところ、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日の後の10年2月13日付けで、8年3月から9年12月までの期間の標準報酬月額を9万2,000円に遡及して引き下げられている。

しかし、商業登記簿謄本により、申立人がA社の代表取締役であることが確認できる上、申立人は、平成9年ごろから厚生年金保険料を滞納しており、そのことで社会保険事務所の職員と協議したと述べている。

また、社会保険事務所の記録で標準報酬月額の訂正がなされているのは 代表取締役である申立人及び他の取締役2人のみであることから、厚生年 金保険に係る事務について権限を有する役員として標準報酬月額の減額に ついて同意したものと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役である申立人が、 自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、その処理が有効なもので はないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、 厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

# 第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月1日から15年9月30日まで A社を経営していた間の平成14年4月1日から15年9月30日まで の期間の標準報酬月額が当時の役員報酬と大きく違っているので、正し い金額に訂正してほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役として同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが、商業登記簿謄本及び社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録により確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録においては、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額は 62 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成 15 年 9 月 30 日)の後の同年 10 月 6 日付けで、さかのぼって 30 万円に減額処理がされていることが確認できる。

一方、申立人は「平成 15 年ごろは社会保険料の支払いが厳しくなり、 社会保険事務所の職員に相談して、会社は厚生年金保険から脱退したが、 私の標準報酬月額を下げる話は知らない。」と述べているが、A社の顧問 税理士は「平成 15 年ごろのA社は経営状態が悪く、社会保険料を納付する ことが困難であった。会社が厚生年金保険から脱退したことと、滞納保険 料の処理として社長の標準報酬月額を下げたことは社長から聞いた。」と 述べていることから、厚生年金保険に係る事務について権限を有する代表 取締役として、申立人が自らの減額処理に同意したものと考えるのが自然 である。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役である申立人が、

自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該標準報酬月額の 減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立 人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者となることができない期間であったことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正12年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から19年5月25日まで 私は、社会保険事務所に厚生年金保険の期間照会をした結果、昭和 17年6月1日から19年5月25日までの期間が漏れているので調査を してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間について、仕事の内容や、同僚等を詳細に述べている ことから、A社に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人が勤務していたとするA社のあった樺太については、「樺太に施行すべき法令に関する法律(明治 40 年法律第 25 号)」及び「樺太内地行政一元化二伴う樺太二於ケル命令適用ノ特例ニ関スル件(昭和 18 年勅命第 241 号)」において適用される法律が定められており、これら法令においては、別途、勅命により定めるとされていたが、厚生年金保険法を樺太に適用する勅命は発せられていない。

このことから、樺太に存在した事業所については、厚生年金保険法の適用は無かった。

このため、申立期間は厚生年金保険の適用を受けない事業所に勤務していた期間であることから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正11年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年5月16日から56年5月1日まで 社会保険庁の記録では、A社で厚生年金保険の資格喪失をしているの が昭和55年5月16日となっているが、同社には昭和53年12月1日か ら56年5月1日まで勤務していたので、申立期間について厚生年金保 険被保険者期間として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金基金の資格喪失日は社会保険庁の記録と一致する。 また、雇用保険における申立人の離職日は社会保険庁における資格喪失 日の前日となっている。

さらに、A社は申立期間に係る資料の保存をしておらず、申立人においても、申立期間に同社に在籍していた事実及び申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

加えて、A社の同僚及び上司の証言から、申立人が同社に在籍していた ことは確認できるものの、退職日についての証言は得られなかった。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。